

## 中堅教諭等資質向上研修等について

青森県教員等資質向上推進協議会

- 1 現行の教職経験5年研修を中堅教諭等資質向上研修（前期）とし、現行の中堅教諭等資質向上研修を中堅教諭等資質向上研修（後期）とする。  
また、いずれも教育公務員特例法第24条第1項に規定する研修として位置付ける。
- 2 中堅教諭等資質向上研修（前期）の対象は採用5年目から7年目までの者とし、対象者は対象期間内のいずれか1年、年間を通して研修を受けるものとする。
- 3 中堅教諭等資質向上研修（後期）の対象は採用12年目から15年目までの者とし、対象者は対象期間内のいずれか1年、年間を通して研修を受けるものとする。
- 4 円滑な新制度への移行のため、平成30年度は周知期間とし、新制度による実施は平成31年度からとする。  
なお、平成30年度は現行制度により実施する。
- 5 新制度移行後の研修のイメージは別紙のとおりである。
- 6 中堅教諭等資質向上研修（前期・後期）の研修内容や実施日数等については、教員の多忙化解消や教員免許状更新講習との関連等を考慮しながら、検討する。